

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から同年 12 月まで

申立期間当時、夫婦で A 町（現在は、B 町）役場において C の出張販売を行っており、その際に役場職員から私たち夫婦の国民年金保険料を納付するよう指示され、私が夫婦の分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納期間とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と比較的短期間で、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、国民年金被保険者名簿上、申立期間は納付済期間とされており、オンライン記録と一致しておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

申立期間当時、夫婦でA町（現在は、B町）役場においてCの出張販売を行っており、その際に役場職員から私たち夫婦の国民年金保険料を納付するよう指示され、私の夫が夫婦の分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納期間とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間で、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間当時、同居していたその夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫の国民年金記録を見ると申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで  
申立期間当時、夫婦の分の国民年金保険料を私の夫がまとめて納付していたはずであり、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間で、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間当時、同居していたその夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫の国民年金記録を見ると申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月28日から同年11月1日まで  
② 昭和50年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和49年3月から51年12月までの期間、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社への照会に対する回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社におけ

る昭和 49 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、B 社への照会に対する回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 50 年 10 月 1 日に同社 C 工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場における昭和 50 年 8 月の社会保険事務所の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 50 年 9 月 30 日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月28日から同年11月1日まで  
② 昭和50年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和49年3月から51年3月までの期間、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録及びB社への照会に対する回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社におけ

る昭和 49 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及びB社への照会に対する回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 50 年 10 月 1 日に同社C工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 50 年 8 月の社会保険事務所の記録から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 50 年 9 月 30 日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月30日から同年4月1日まで  
② 昭和49年4月から同年6月まで

申立期間①は、昭和46年にA社に入社後、49年4月1日付けで関連会社のC社へ出向となるまで継続勤務していたので、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②は、C社から支給された給与月額と標準報酬月額が相違しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された給与明細書、当該事業所及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人がA社に勤務し（同社からC社に異

動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該事業所では、「関連会社への出向であるため、A社での勤務は、C社へ出向するまで継続しているものと推測される。」と回答していることから、昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、B社から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、6万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。